

教 高 第 4037 号  
令 和 3 年 3 月 17 日

私学課長 様

高 等 学 校 課 長

令和3年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて(依頼)

標記の件について、大阪労働局職業安定部長より、大阪府高等学校就職問題検討会議においての決定事項に関する周知依頼がありました。

つきましては、別紙1をご理解のうえ、貴課所管の高等学校等へご周知願います。

また、令和4年度新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについても、記載しておりますので、併せてご確認願います。

なお、別紙2は、府内公共職業安定所から事業主に対して配布及び周知予定であることを申し添えます。

<担 当>

高等学校課 生徒指導グループ 竹口 絢也

電 話 06-6941-0351 (内線)3432

F A X 06-6944-6888

E-mail [Takeguchi.J@mbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:Takeguchi.J@mbox.pref.osaka.lg.jp)

# 令和3年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて

## ～大阪府高等学校就職問題検討会議における検討結果～

高校生活から職業生活への移行について実態を把握し、課題を明らかにするための調査や新規高卒者の就職支援対策等について検討を行ってきた文部科学省と厚生労働省共同による「高校生の職業生活の移行に関する調査研究会」の最終報告を踏まえ、大阪府高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）を設置しているところですが、令和3年度における新規高卒者の求人・求職・就職に係る取扱いについて、次のとおり申し合わせを行いました。

[大阪府高等学校就職問題検討会議]

大阪府教育庁、大阪市教育委員会、堺市教育委員会、大阪府高等学校進路指導研究会、大阪市立高等学校進路指導協議会、大阪私立高等学校進路指導研究会、都市立高等学校長会、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、一般社団法人大阪府雇用開発協会、大阪労働局

### ◆令和3年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて◆

#### 1 複数応募の開始時期等について

- 令和3年11月1日以降1人2社までとする。

#### 2 複数応募が可能な求人について

- 指定校求人以外の公開求人とするが、求人者が併願者の応募を可とする求人に限る。

#### 3 複数応募が可能な生徒について

- 令和3年11月1日現在で採用が内定していない者とする。ただし、令和3年10月31日までに応募し、採否結果が未だの場合は不採用の通知があった以降とする。

#### 4 採用選考等について

- 求人者は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行うこと。また、選考結果についても速やかに学校を通じて生徒に通知すること。
- 求人者は求人数を上回る採用内定を出した場合でも内定の承諾があった内定者全員を雇用すること。
- 求人者は単願・併願のみをもって採用選考の判断基準としないこと。

#### 5 生徒の意思表示について

- 生徒は内定通知受領後、速やかに内定の承諾について学校を通じて求人者へ通知すること。  
なお、2社から内定を受けた場合は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を速やかに学校を通じて行うこと。

※令和4年度新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて

「公開求人のうち、求人者が併願者の応募を可とする求人に限り、採用選考開始日（9月16日）から1人2社まで応募可能」と変更することを確認しました。

## 事業主の皆様へ

### 令和4年3月新規高等学校卒業予定者の 「応募前職場見学会」・「応募・推薦の取扱い」について

新規高卒者の採用につきまして、格別のご配慮をいただきお礼申し上げます。

さて、大阪府内におきましては、就職希望者が応募する前に職場を見学し、業務内容等を理解した上で、応募先事業所を選定できるよう「応募前職場見学会」を実施しております。

また、複数応募の開始（生徒・学校が1人につき、2社までの応募・推薦が可能）の時期につきましては、令和3年11月1日以降となっております。

公正な採用選考の観点から、下記にご留意の上、高校生の採用にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 応募前職場見学について

(1) 応募前職場見学会(以下「職場見学」という。)は、就職希望者が応募先事業所を決定するにあたり、実際の業務内容や職場の雰囲気等について理解をした上で応募できるよう、事業所と高等学校との協力のもと実施されることとなっております。

(2) 職場見学の受入れをしていただく場合、事前打合せを行うため当該高等学校より連絡があります。

なお、可能な限り職場見学の受入れ日について、特定日を指定してください。また、学校行事等の都合により参加できないこともありますので、7月下旬以降に予備日も含めた複数の日を指定いただきますようお願いいたします。

(3) 受入の可否については、求人申込書の「応募前職場見学」欄の「可・否」のいずれかを選択いただきます。

・「可」で随時受入れ可能な場合については、「随時」を選択してください。

・「可」で特定日を指定いただける場合は「補足事項欄参照」を選択し、「応募前職場見学実施予定表」(以下、「実施予定表」)(様式16号)を添付していただきます。

・受け入れが「否」・「可(随時)」の場合については、「実施予定表」の添付は必要ありません。

(4) 「職場見学」は採用選考ではありませんので、本人への質問やアンケート等は行わないように

してください。また、参加生徒の名前等の個人情報は聴取しないでください（安全衛生及びセキュリティ上必要のある場合を除く。なお、生徒があいさつとして、学校名・名前を名乗る場合がありますが、採用選考の材料としないでください）。

学校等に関する質問は、別途学校にお問い合わせ願います。

なお、見学者からの質問はできるだけ回答いただきますようお願いいたします。

- (5) 見学者は高校生であり、未体験の職場を見学するにあたり、極度に緊張していることでもありますので、「職場見学」での言動でもって採用選考の結果が左右されることのないよう、また、日程の都合等で参加できなかった者が応募した際、そのことが理由で採用選考の結果が左右されることのないようお願いいたします。

また、「職場見学」の実施においては、「事前選考」に繋がらないよう人事担当者及び説明担当者の当日の対応にご配慮をいただくようお願いいたします。

## 2 応募・推薦の取扱いについて

昨年度同様、令和3年11月1日以降1人2社までの複数応募・推薦を可能としております。

ただし、求人者の意向を考慮し、求人者が1人1社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦はできないこととなっており、複数応募・推薦の可否について、管轄ハローワークより確認させていただきます。

- (1) 併願者の応募を可能とする場合は、原則として全国公開となります。
- (2) 複数応募が可能な生徒は令和3年11月1日現在で採用が内定していない生徒です。
- (3) 採用選考の実施及び、選考結果の通知は速やかにお願いいたします。

なお、単願・併願のみをもって採用選考の判断基準とされないようお願いいたします。

- (4) 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡することとしております。

なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を速やかに学校を通じて行います。

また、求人数を上回る採用内定を出された場合においても、内定の承諾があった生徒全員を雇用させていただきます。

令和3年2月

大阪労働局  
大阪府教育庁